

令和3年4月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち石油給湯機付ふろがま1件、迅速継手(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち電気ストーブ(カーボンヒーター)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
(うちIH調理器2件、ライター(点火棒)1件、介護ベッド1件、
脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)1件、
シューズカバー2件、はしご(アルミニウム合金製)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100023	令和3年4月4日	令和3年4月12日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	令和3年4月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100025	令和3年1月19日	令和3年4月12日	ライター(点火棒)	火災	当該製品を使用後、火災報知器が鳴動したため確認すると、周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年1月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月5日
A202100026	令和3年3月24日	令和3年4月12日	介護ベッド	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品から立ち上がろうとした際、アームの受け部分が急に傾き、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100027	令和3年2月18日	令和3年4月12日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	作業現場で当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月5日
A202100028	令和3年3月22日	令和3年4月13日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、鍋の内容物から出火する火災が発生し、当該製品の周辺を焼損した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100030	令和3年4月2日	令和3年4月13日	バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年4月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100031	令和元年7月7日	令和3年4月14日	シューズカバー	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大事故として認識したのは令和元年7月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202100032	令和3年1月28日	令和3年4月14日	シューズカバー	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左腕を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大事故として認識したのは令和3年4月4日